

防衛庁訓令第77号

赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令を次のように定める。

平成17年11月15日

防衛庁長官 額賀 福志郎

赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令

改正 平成18年3月27日庁訓第12号

平成19年1月5日庁訓第1号

赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令
(昭和39年防衛庁訓令第32号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 赤十字標章 (第3条－第9条)

第3章 衛生要員等の身分証明書 (第10条－第15条)

第4章 雑則 (第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（以下「第1条約」という。）、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（以下「第2条約」という。）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加

議定書（議定書Ⅰ）（以下「第1追加議定書」という。）及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）（以下「第2追加議定書」という。）を実施するため、自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関して、必要な事項を定めるものとする。

- 2 幕僚長等は、この訓令に規定するもののほか、赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する第1条約、第2条約、第1追加議定書及び第2追加議定書の各規定の実施を確保しなければならない。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 赤十字標章 白地に赤十字の標章をいう。
- （2） 赤十字旗 赤十字標章を表示した旗をいう。
- （3） 特殊信号 第1追加議定書第8条（m）に規定する、専ら医療組織又は医療用輸送手段の識別のために用いる信号又は通報をいう。
- （4） 幕僚長等 防衛大学校長、防衛医科大学校長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
- （5） 衛生要員 陸上における衛生要員及び海上における衛生要員をいう。
- （6） 陸上における衛生要員 防衛大学校、防衛医科大学校、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において傷者若しくは病者の搜索、収容、輸送、診断若しくは治療又は疾病の予防に専ら従事する者として幕僚長等が指定した隊員及び衛生機関又は臨時衛生組織の管理に専ら従事する隊員（次号に規定する者を除く。）をいう。

- (7) 海上における衛生要員 海上において傷者、病者又は難船者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療又は疾病の予防に専ら従事する者として幕僚長等が指定した隊員及び病院船のすべての乗組員である隊員をいう。
- (8) 特別要員 防衛大学校、防衛医科大学校、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において補助衛生員、補助看護員又は補助担架手として傷者若しくは病者の収容、輸送又は治療に当たるために特別の訓練を受けた者として幕僚長等が指定した第1条約第25条に該当する隊員をいう。
- (9) 臨時衛生要員 役務契約又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、傷者若しくは病者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療又は疾病の予防に専ら従事する者として幕僚長等が指定した隊員以外の者及び衛生機関又は臨時衛生組織の管理に専ら従事する隊員以外の者をいう。
- (10) 衛生要員等 陸上における衛生要員、海上における衛生要員、特別要員及び臨時衛生要員をいう。
- (11) 衛生機関 防衛大学校、防衛医科大学校、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において傷者若しくは病者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療又は疾病の予防を行う衛生部隊及び衛生施設として幕僚長等が指定したものをいう。
- (12) 臨時衛生組織 契約又は自衛隊法第103条第1項若しくは第2項の規定に基づき、傷者、病者又は難船者の捜索、収容、輸送、診断若しくは治療又は疾病の予防を行うための施設及び組織をいう。
- (13) 臨時衛生資機材 契約又は自衛隊法第103条第1項若しくは第2項の規定に基づき、臨時衛生組織が使用する医療機器、医療用品又は医療用輸送手段をいう。

第2章 赤十字標章

(衛生機関が使用する装備品等及び臨時衛生資機材の標識)

第3条 幕僚長等（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の委任を受けた者を含む。以下第6条までにおいて同じ。）は、衛生機関が使用する装備品等（第1条約第35条第1項の傷者及び病者又は衛生材料の輸送手段、第2条約第27条第2項の沿岸固定施設及び同条約第28条の艦艇内の病室を含む。）及び臨時衛生資機材に赤十字標章を表示させるものとする。

(衛生要員の腕章)

第4条 衛生要員が着用する腕章は、幕僚長等が衛生要員に対し発給するものとし、その制式は別表第1のとおりとする。

2 前項の腕章の発給を受けた者は、これを着用の資格のないものに貸与してはならない。

3 幕僚長等は衛生要員に対して、自衛隊法第6章の行動に際しその職務に従事しているとき及びそのための訓練に従事しているとき、その他勤務の性質上腕章を着用する必要があるときは、第1項の腕章をその左腕に着用させるものとする。

(特別要員の腕章)

第5条 特別要員が着用する腕章は、幕僚長等が特別要員に対しそれを使用させる必要が生じた場合において発給し、左腕に着用させるものとし、その制式は別表第2のとおりとする。

2 前条第2項の規定は、前項の腕章について準用する。

(臨時衛生要員の腕章)

第6条 臨時衛生要員が着用する腕章は、幕僚長等が臨時衛生要員に対し発給するものとし、その制式は別表第1のとおりとする。

2 幕僚長等は、前項の腕章を発給した場合には、これを当該発

給を受けた者以外のものに貸与させてはならない。

- 3 幕僚長等は、臨時衛生要員がその職務に従事しているときは、第1項の腕章をその左腕に着用させるものとする。

(赤十字旗)

第7条 赤十字旗は、幕僚長等の定めるところに従い、衛生機関又は臨時衛生組織に掲揚するものとし、その制式は別表第3のとおりとする。

- 2 幕僚長等は、赤十字旗の掲揚に代えて、又は赤十字旗を掲揚するほか、衛生機関又は臨時衛生組織の建造物の屋根、壁その他適当な箇所これと同一の制式による標識を塗装その他の方法によって表示するよう定めることができる。

(衛生航空機及び病院船の赤十字標章等)

第8条 衛生航空機及び病院船の赤十字標章並びに病院船の赤十字旗の制式については、防衛大臣が別に定める。

(特殊信号)

第9条 幕僚長等は、衛生機関及び臨時衛生組織に対し、この章に定める赤十字標章に併せ、特殊信号を使用させることができる。

- 2 特殊信号の制式は、防衛大臣が別に定める。

第3章 衛生要員等の身分証明書

(衛生身分証明書の発行等)

第10条 幕僚長等は、衛生要員に対して、その身分証明書(以下「衛生身分証明書」という。)を発行し、これを交付するものとする。

- 2 衛生身分証明書には、衛生要員の氏名、生年月日、階級、認識番号、身体の特徴(血液型を含む。)及び資格を記載し、並びにその者の写真、署名及び指紋を付さなければならない。こ

の場合において、資格の欄には、医師、歯科医師その他の職務の名称を記入するものとし、医師にあつては更にその専門の科目を明らかにするものとする。

3 前項の衛生身分証明書は、大学校印又は幕僚監部印を浮き出しにして押すものとし、かつ、幕僚長等が押印して証明しなければならない。

4 衛生身分証明書の規格及び様式は、別表第4のとおりとする。
(臨時衛生身分証明書の発行等)

第11条 幕僚長等は、臨時衛生要員に対して、その身分証明書(以下「臨時衛生身分証明書」という。)を発行し、これを交付するものとする。

2 臨時衛生身分証明書には、臨時衛生要員の氏名、生年月日、身体の特徴(血液型を含む。)及び資格を記載し、並びにその者の写真及び署名若しくは拇^ぼ印又はその双方を付さなければならない。この場合において、資格の欄には、医師、歯科医師その他の職種^のの名称を記入するものとし、医師にあつては更にその専門の科目を明らかにするものとする。

3 前項の臨時衛生身分証明書は、大学校印又は幕僚監部印を浮き出しにして押すものとし、かつ、幕僚長等が押印して証明しなければならない。

4 臨時衛生身分証明書の規格及び様式は、別表第5のとおりとする。

(衛生身分証明書及び臨時衛生身分証明書の携帯)

第12条 衛生要員は、自衛隊法第6章の行動に際して、その職務に従事しているとき及びそのための訓練に従事しているとき、その他勤務の性質上腕章を着用する必要があるときは、衛生身分証明書を携帯しなければならない。

2 幕僚長等は、臨時衛生要員がその職務に従事しているときは

、臨時衛生身分証明書を携帯させなければならない。

(衛生身分証明書及び臨時衛生身分証明書の再交付等)

第 1 3 条 幕僚長等は、衛生要員が衛生身分証明書を亡失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、再交付を行うものとする。

2 幕僚長等は、衛生要員の氏名、階級又は資格その他衛生身分証明書の記載事項に異動があった場合には、衛生身分証明書の訂正又は再交付を行うものとする。

3 前 2 項の規定により再交付を行う場合は、亡失した場合を除き、従前の衛生身分証明書と引換えに行うものとする。

4 前 3 項の規定は、臨時衛生身分証明書の再交付等を行う場合について準用する。

(衛生身分証明書及び臨時衛生身分証明書の返還)

第 1 4 条 衛生要員は、衛生要員としての身分を失ったとき又は離職したときは、その際に衛生身分証明書を返還しなければならない。

2 幕僚長等は、臨時衛生要員が臨時衛生要員でなくなったときは、その際に臨時衛生身分証明書を返還させなければならない。

(特別要員の通常的身分証明書への記入事項)

第 1 5 条 特別要員に該当する自衛官の通常的身分証明書を発行する者は、これにその者が受けた特別訓練の内容、その任務が一時的なものであること及びその者が第 5 条に規定する腕章を着ける権利を有することを明記しなければならない。

第 4 章 雑則

(委任規定)

第 1 6 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年11月15日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に所持している衛生要員等の特別の身分証明書は、この訓令の第10条に規定する衛生身分証明書を発行し、これを交付したものとみなす。
- 3 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）を次のように改正する。
第23条第1項中「（昭和39年防衛庁訓令第32号）」を「（平成17年防衛庁訓令第77号）」に改める。

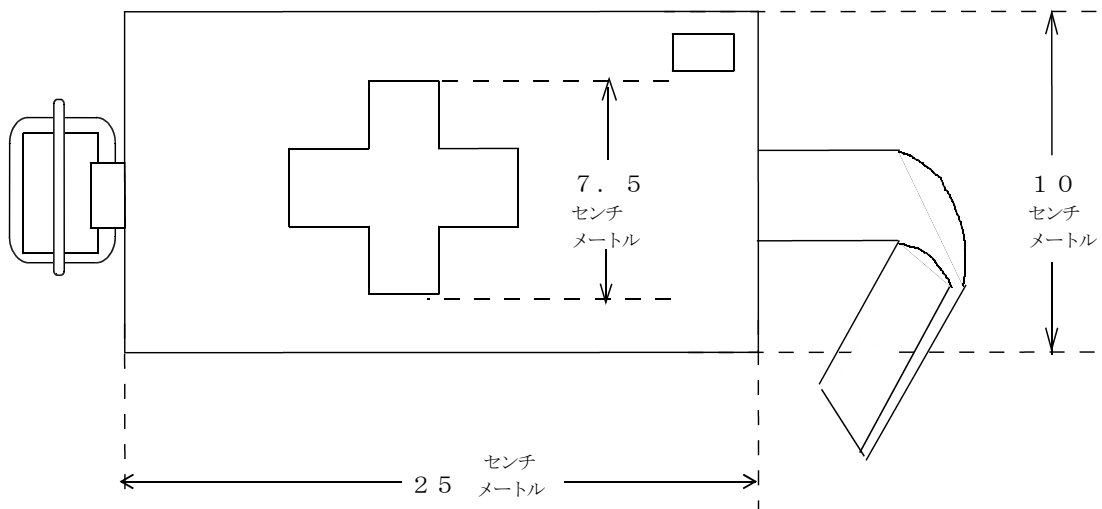
附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

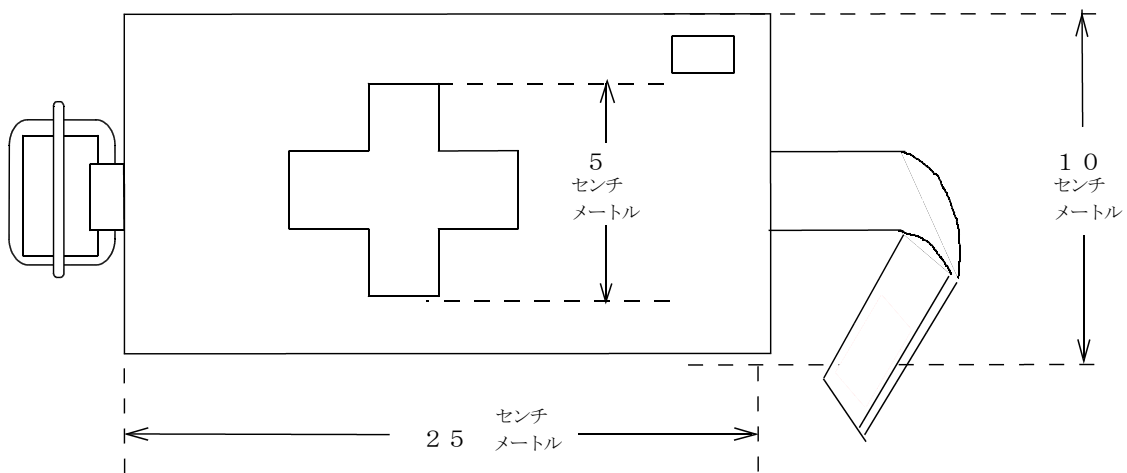
この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

別表第 1 (第 4 条、第 6 条関係)



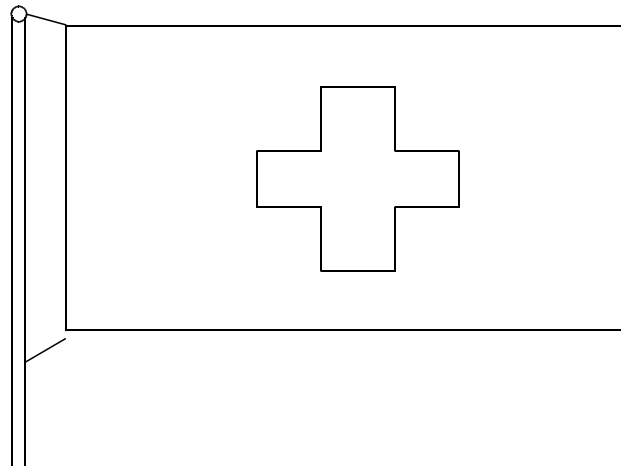
地質は、白色防水布二重とする。赤十字を中央に染め出す。表面の右上すみに幕僚長等の官職印を押す。

別表第 2 (第 5 条関係)



地質は、白色防水布二重とする。赤十字を中央に染め出す。表面の右上すみに幕僚長等の官職印を押す。

別表第3（第7条関係）



地質は、白色防水布とし、赤十字を旗面の中央に染め出す。
横は、縦の $1 \frac{1}{2}$ とする。
赤十字の縦画の長さは、旗の縦の $\frac{3}{4}$ とし、その幅は縦画の長さの $\frac{1}{4}$ とする。
旗の大きさは、縦1メートル以上で状況に応じて幕僚長等が定める。

別表第4（第10条関係）

表

裏

<div style="text-align: center;"> <p>日本国防衛省 JAPAN MINISTRY OF DEFENSE 陸上幕僚監部 GROUND STAFF OFFICE</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 海上 MARITIME 航空 AIR </div> <p>身分証明書 IDENTITY CARD 衛生要員 Medical personnel</p> <p>氏名 _____ Name 生年月日 _____ Date of birth 階級 _____ Rank 認識番号 _____ Identity No.</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において1949年 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Inter- national Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as below.</p> <p>(資格) _____ Capacity</p> <p>発給年月日 _____ 証明書番号 _____ Date of issue NO. of card</p> </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 所持者の 写真 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">署名及び指紋 Signature of holder and fingerprint</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;">身長 Height</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;">眼の色 Eyes</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;">頭髪の色 Hair</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; padding: 10px;"> <p>その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information</p> <p>-----</p> <p>-----</p> </div>	身長 Height	眼の色 Eyes	頭髪の色 Hair
身長 Height	眼の色 Eyes	頭髪の色 Hair		

← 6.5センチメートル →

10センチメートル

身分証明書の紙質は、防水性のものとし、透明な不燃性のプラスチックをもって被覆するものとする。

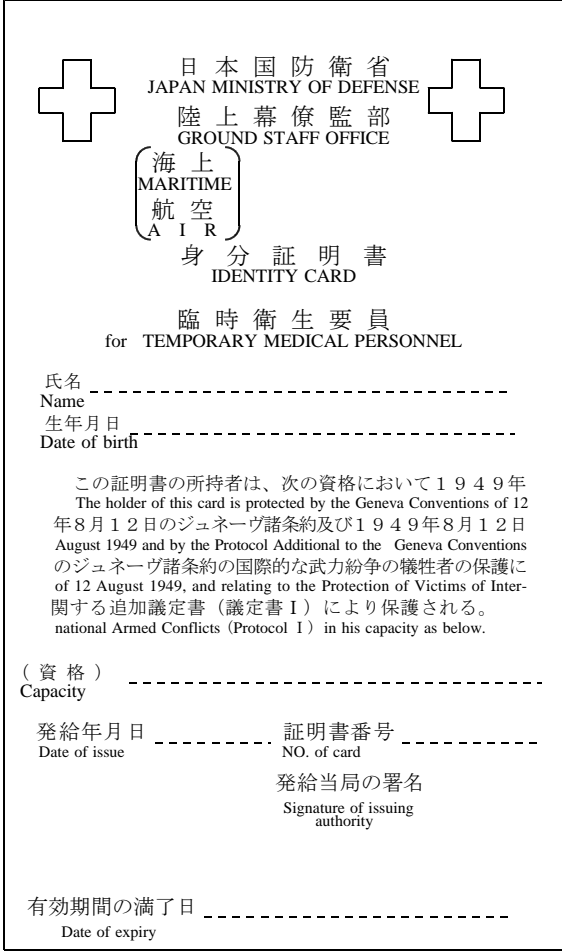
身分証明書は日本語及び英語による表記を基本とするが、英語表記の部分につき、必要に応じ適当な言語で表記することができるものとする。

防衛大学校及び防衛医科大学校にあっては、陸上、海上又は航空幕僚監部とあるのをそれぞれ、防衛大学校又は防衛医科大学校とするものとする。

別表第5（第11条関係）

表

裏

 <p>日本国防衛省 JAPAN MINISTRY OF DEFENSE 陸上幕僚監部 GROUND STAFF OFFICE</p> <p>海上 MARITIME 航空 AIR</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>臨時衛生要員 for TEMPORARY MEDICAL PERSONNEL</p> <p>氏名 Name 生年月日 Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において1949年 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Inter- 関する追加議定書（議定書I）により保護される。 national Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as below.</p> <p>(資格) Capacity</p> <p>発給年月日 Date of issue</p> <p>証明書番号 NO. of card</p> <p>発給当局の署名 Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日 Date of expiry</p>	身長 Height	眼の色 Eyes	頭髪の色 Hair
	その他の特徴及び情報 Other distinguishing marks or information ----- ----- -----		
	所持者の写真 Photo of holder		
	印章 Stamp	所持者の署名若しくは 指印又はその双方 Signature of holder or thumbprint or both	

10.5 センチメートル

7.4 センチメートル

身分証明書の紙質は、防水性のものとし、透明な不燃性のプラスチックをもって被覆するものとする。

身分証明書は日本語及び英語による表記を基本とするが、英語表記の部分につき、必要に応じ適当な言語で表記することができるものとする。

防衛大学校及び防衛医科大学校にあっては、陸上、海上又は航空幕僚監部とあるのをそれぞれ、防衛大学校又は防衛医科大学校とするものとする。